

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示【産業経済局地域経済振興部中小企業振興課】 3
- 北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部を改正する告示【産業経済局企業誘致部企業誘致課】 6
- 指定公金事務取扱者の指定【環境局循環社会推進部施設課】 7

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【政策局総務部総務課】 8
- 特定調達契約の落札者の決定（2件）【政策局DX・AI戦略室】 11

◇ 訓 令

- 北九州市情報セキュリティに関する規程の一部を改正する訓令【政策局DX・AI戦略室】 13
- 令和7年国勢調査北九州市実施本部設置規程【政策局総務部総務課】 14
- 北九州市統計事務取扱規程の一部を改正する訓令【政策局総務部総務課】 18
- 北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令【総務市民局総務部法制課】 19
- 北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令【総務市民局総務部法制課】 20
- 北九州市職員出勤簿処理規程等の一部を改正する訓令【総務市民局人事部人事課】 28

◇ 上下水道局

- 北九州市水道法施行条例の施行に関する規程の一部を改正する規程【上下水道局水道部計画課】 3 1
- 北九州市馬島水道施設条例施行規程の一部を改正する規程【上下水道局水道部計画課】 3 3

◇ 公営競技局

- 北九州市公営競技局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】 3 4
- 北九州市公営競技局事務専決規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】 3 5

◇ 教育委員会

- 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 3 6
- 北九州市立城南中学校寄宿舎管理規則を廃止する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 3 7
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】 3 8
- 北九州市立幼稚園規則を廃止する規則【教育委員会事務局総務部企画調整課】 4 4
- 北九州市立視聴覚センター管理規則の一部を改正する規則【教育委員会中央図書館奉仕課】 4 6
- 北九州市教育委員会職員人事評価規程等の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部企画調整課】 4 7
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局教職員部教職員課】 4 9
- 北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程等の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部企画調整課】 5 2

◇ 人事委員会

- 北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 5 3
- 任命権者が組合休暇を与えることができる登録職員団体の機関に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 5 4

北九州市告示第105-2号

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

北九州市長 武内和久

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示

北九州市中小企業融資制度要綱（昭和44年北九州市告示第55号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

（7） 地域みらい促進資金

第7条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同条第4項中「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度要綱（中小企業庁制定令和3年3月10日付け中庁第2号）」を「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要綱（中小企業庁制定令和7年1月29日付け中庁第12号）」に改める。

第8条第1項の表中「前条第1項第10号」を「前条第1項第9号」に、「前条第1項第11号」を「前条第1項第10号」に、「前条第1項第7号」を「前条第1項第6号」に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略資金（前条第1項第8号）」を「地域みらい促進資金（前条第1項第7号）」に、「前条第1項第9号」を「前条第1項第8号」に改め、高度化・準高度化資金（前条第1項第6号）の項を削る。

別表の1 一般事業資金（第7条第1項第1号）の小口事業資金の表を削り、別表の1 一般事業資金（第7条第1項第1号）の短期運転資金の表中（6）融資利率の項を削る。

別表の2 小規模企業者支援資金（第7条第1項第2号）の表の（6）担保の項中「担保は徴求しない。ただし、必要に応じて担保を徴求することができる。」を「原則として不要」に改める。

別表の5 経営力強化サポート資金（第7条第1項第5号）の表の（1）目的の項中「に必要な事業資金を融資する」を「の資金調達を支援する」に改め、同表の（5）融資期間（据置期間）の項中「（5年以内）」を「（3年以内）」に改める。

別表の6 高度化・準高度化資金（第7条第1項第6号）の表を削る。

別表の7 新事業開拓支援資金（第7条第1項第7号）の表中「7 新事業開拓支援資金（第7条第1項第7号）」を「6 新事業開拓支援資金（第7条第1項第6号）」に改める。

別表の 8 まち・ひと・しごと創生総合戦略資金（第 7 条第 1 項第 8 号）の
表中「 8 まち・ひと・しごと創生総合戦略資金（第 7 条第 1 項第 8 号）」を
「 7 地域みらい促進資金（第 7 条第 1 項第 7 号）」に、

新たに中小企業者（法第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号に規定する者に限る。以下この表において同じ。）として事業を開始する者又は中小企業者が、産業の活性化と生産性の向上及び質の高い暮らしと快適なまちの実現につながる事業を行うために必要な資金を融資し、地方創生の「成功モデル都市」実現の担い手となる中小企業者の育成を図ること。

新たな成長分野の事業又は地域の課題の解決のための事業を積極的に行う者であると市長が認めた者で、次のいずれかに該当するもの

ア 市内で新たに中小企業者として事業を開始する者

イ 市内で現在事業を営んでいる中小企業者

を

国、福岡県（以下「県」という。）、市等が推進する地域課題の解決に向けた取組や未来に向けた先進的な取組を行う中小企業に必要な資金を融資し、企業の更なる成長を支援することにより、「一歩先の価値観」の実現を図ること。

中小企業者で、地域課題の解決など地域経済の活性化に向けた取組を積極的に行う者であると市長が認めたもの

に、

ア 新たに中小企業者（法第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する者で法人であるもの又は同項第 5 号若しくは第 6 号に規定する者に限る。）として事業を開始する者又は中小企業者である法人については、必要に応じて当該法人の代表者を連帯保証人とする。

を

イ 新たに中小企業者である個人として事業を開始する者又は中小企業者である個人については、原則として徴求しない。

ア 中小企業者である法人については、必要に応じて当該法人の代表者を連帯保証人とする。
イ 中小企業者である個人については、原則として徴求しない。

に

改める。

別表の 9 災害復旧資金（第 7 条第 1 項第 9 号）の表中「9 災害復旧資金（第 7 条第 1 項第 9 号）」を「8 災害復旧資金（第 7 条第 1 項第 8 号）」に改める。

別表の 10 開業支援資金（第 7 条第 1 項第 10 号）の表中「10 開業支援資金（第 7 条第 1 項第 10 号）」を「9 開業支援資金（第 7 条第 1 項第 9 号）」に改め、同表に次のように加える。

(8) 担保	原則として不要
--------	---------

別表の 11 事業承継資金（第 7 条第 1 項第 11 号）の表中「11 事業承継資金（第 7 条第 1 項第 11 号）」を「10 事業承継資金（第 7 条第 1 項第 10 号）」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市中小企業融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以後に融資の申込みをした者について適用し、同日前に融資の申込みをした者については、なお従前の例による。

北九州市告示第105-3号

北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

北九州市長 武内和久

北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部を改正する告示

北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱（平成12年北九州市告示第364号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号及び第4条の5第1項第1号中「令和4年4月1日から令和7年3月31日」を「令和7年4月1日から令和8年3月31日」に、「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「令和11年3月31日」を「令和12年3月31日」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に改正前の第4条から第4条の5までに規定する補助金の交付の要件を備えた企業に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

北九州市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市日明工場におけるごみ処理手数料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月3日

北九州市長 武内和久

施設の名 称	指定公金事務取扱者		指定公金 事務取扱 者として 指定した 日	指定公金 事務取扱 者に公金 事務を委 託した日	委託期間
	名称	住所			
北九州市 日明工場	株式会社日 明クリーン システム	北九州市戸 畑区大字中 原46番地 59	令和7年 3月26 日	令和7年 3月26 日	令和7年4 月1日から 令和8年3 月31日ま で

北九州市公告第 2 1 2 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市規程第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

令和 7 年国勢調査 調査用品等配送業務委託 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 7 年 9 月 3 0 日まで

(4) 履行場所 市の指定する場所

(5) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 号第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）において「一般自動車貨物運送業」の登録が認められている者であること。

(3) 当該業務又はこれと同種の業務の実績を有し、かつ当該実績を証明できる書類を提出することができること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 0 9 3

－ 5 8 2 － 2 5 4 5) に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和 7 年 4 月 2 3 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市政策局総務部総務課

イ 期間 この公告の日から令和 7 年 4 月 2 3 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午前 1 1 時 3 0 分まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和 7 年 4 月 2 3 日午後 5 時までに競争参加の申出書を北九州市に提出しなければならない。

なお、提出方法は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

(5) 郵送による場合の入札のための書類の提出期限 第 1 号アの場所に書留郵便により、令和 7 年 5 月 1 4 日午後 5 時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市役所本庁舎地下 2 階第 5 入札室

イ 日時 令和 7 年 5 月 1 5 日午後 2 時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 2 5 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第 1 2 条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第 1 3 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市政策局総務部総務課

〒 8 0 3 - 8 5 0 1 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 1 3 5

6 Summary

(1) Product and Quantity

Distribution of the 2025 census documents and other supplies

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00 p.m., May 15, 2025

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00 p.m., May 14, 2025

(4) For further information, please contact at:

General Affairs Division, Policy Management Bureau, City of Kitakyushu

1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city 803-8501 Japan TEL 093-582-2135

北九州市公告第 2 1 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量
令和 7 年度 k i n t o n e サービス提供業務
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市政策局 D X ・ A I 戦略室
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 2 月 2 7 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社インフォメックス
北九州市小倉北区浅野二丁目 1 4 番 2 号
リーガロイヤルホテル小倉 2 F
- 5 落札金額
7, 0 8 0 万 5, 3 2 8 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 7 年 1 月 1 6 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 2 1 4 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量
令和 7 年度北九州市デジラボヘルプデスク運用業務
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市政策局 D X ・ A I 戦略室
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 3 月 5 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社インフォメックス
北九州市小倉北区浅野二丁目 1 4 番 2 号
リーガロイヤルホテル小倉 2 F
- 5 落札金額
5, 1 4 0 万 8, 2 0 4 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 7 年 1 月 2 3 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市訓令第1号

庁中一般

北九州市情報セキュリティに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

北九州市長 武内和久

北九州市情報セキュリティに関する規程の一部を改正する訓令

北九州市情報セキュリティに関する規程（平成18年北九州市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「デジタル政策監」を「政策局長」に改める。

第6条第1項中「デジタル市役所推進室情報システム担当部長」を「政策局情報システム担当部長」に改める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年国勢調査北九州市実施本部設置規程を次のように定める。

令和7年3月31日

北九州市長 武内和久

令和7年国勢調査北九州市実施本部設置規程

(設置)

第1条 令和7年国勢調査(以下「国勢調査」という。)を適正かつ円滑に実施するため、令和7年国勢調査北九州市実施本部(以下「本部」という。)を設置する。

2 各区に令和7年国勢調査区実施本部(以下「区本部」という。)を設置する。

(組織)

第2条 本部に、次の部及び班を置く。

総務部

総務班

職員部

職員班

広報部

広報班

水面調査部

水面調査班

2 区本部に調査班を置く。

3 本部及び区本部に、必要に応じて参与を置くことができる。

(事務分掌)

第3条 本部の組織の事務分掌は、次のとおりとする。

総務部

総務班

(1) 本部の庶務に関すること。

(2) 国勢調査の実施のための計画(以下「実施計画」という。)の策定、指導及び連絡調整に関すること。

(3) 国勢調査指導員(以下「指導員」という。)及び国勢調査員(以下「調査員」という。)の候補者の推薦に関すること。

(4) 前3号に掲げる事務に付帯する事務及び他の部の所管に属しないこと。

職員部

職員班

- (1) 区本部の行う指導員の候補者（職員に限る。）の選考に対する支援に関する事。
- (2) 指導員及び調査員に任命された職員の服務に関する事。

広報部

広報班

- (1) 国勢調査の広報に関する事。

水面調査部

水面調査班

- (1) 水面調査区に係る国勢調査の実施に関する事。

2 区本部の組織の事務分掌は、次のとおりとする。

調査班

- (1) 区本部の庶務に関する事。
- (2) 指導員及び調査員の候補者の選考に関する事。
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (4) 区内の国勢調査の実施に関する事。
- (5) 指導員及び調査員の指導並びにこれらの者との連絡に関する事。
- (6) 国勢調査の関係書類の審査及び整理並びに結果の集計に関する事。
- (7) 前各号に掲げる事務に付帯する事務に関する事。

(職員)

第4条 本部に本部長及び副本部長、部に部長、本部の班に班長、副班長及び部員を置く。

- 2 本部長は政策局事務担任副市長、副本部長は政策局長、総務部長は政策局総務部長、職員部長は総務市民局人事部長、広報部長は市長公室長、水面調査部長は港湾空港局港営部長、総務班長は政策局総務部大規模調査担当課長、職員班長は総務市民局人事部人事課長、広報班長は市長公室広報戦略課長、水面調査班長は港湾空港局港営部業務担当課長の職にある者をもって充て、本部の副班長及び部員は、職員のうちから市長が命ずる。
- 3 区本部に区本部長及び区副本部長、区本部の班に班長、副班長及び部員を置く。
- 4 区本部長は区長、区副本部長は区次長、調査班長は区役所総務企画課長の職にある者をもって充て、区本部の副班長及び部員は、職員のうちから市長

が命ずる。

- 5 本部の参与は本部長が、区本部の参与は区本部長が指定する者をもって充てる。

(職務等)

第5条 本部における本部長等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、市長の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 部長、班長及び副班長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (4) 部員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

2 区本部における区本部長等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 区本部長は、本部長の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 区副本部長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督し、区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 班長及び副班長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (4) 部員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

3 本部の参与は本部長が必要と認めるときに本部の、区本部の参与は区本部長が必要と認めるときに区本部の事務の企画調整に参画する。

(会議)

第6条 本部に、総括会議及び班長会議を置く。

- 2 総括会議は、本部長、副本部長、区本部長、総務部長、職員部長、広報部長、水面調査部長、本部の参与及び総務班長をもって構成し、国勢調査の推進に関する基本的問題について検討し、調整する。
- 3 班長会議は、本部及び区本部の班長をもって構成し、実施計画に基づく事務の処理上の問題について検討し、調整する。
- 4 総括会議は本部長が、班長会議は総務班長が招集する。
- 5 班長会議は、その検討及び調整に係る事項に応じ、総務班長が必要と認める班長をもって会議を開くことができる。
- 6 本部長は総括会議における協議事項に関係のある班長、副班長又は部員を

、総務班長は班長会議における協議事項に関係のある副班長又は部員を、当該会議に参加させ、その説明を求めることができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、国勢調査の実施に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市訓令第3号

庁中一般

北九州市統計事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

北九州市長 武内和久

北九州市統計事務取扱規程の一部を改正する訓令

北九州市統計事務取扱規程（昭和39年北九州市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項並びに第1号様式及び第2号様式中「政策局総務国際部総務課長」を「政策局総務部総務課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市訓令第4号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

北九州市長 武内和久

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令

(北九州市副市長以下専決規程の一部改正)

第1条 北九州市副市長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表の課長専決事項の欄第9号中「250万円」を「400万円」に改める。

別表第2の4の表の契約担当課の課長の項第1号中「100万円」を「200万円」に改め、同項第2号中「250万円」を「400万円」に改める。

(北九州市区長以下専決規程の一部改正)

第2条 北九州市区長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表の課長専決事項の欄第9号中「250万円」を「400万円」に改める。

別表第2のまちづくり整備課長の項第24号中「100万円」を「200万円」に改め、同項第25号中「250万円」を「400万円」に改める。

(北九州市事業所長等専決規程の一部改正)

第3条 北九州市事業所長等専決規程(昭和43年北九州市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表の課長専決事項の欄第5号中「250万円」を「400万円」に改める。

別表第1の4の表の契約担当課の課長の項第1号中「100万円」を「200万円」に、同項第2号中「250万円」を「400万円」に改める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市訓令第5号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

北九州市長 武内和久

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令

(北九州市副市長以下専決規程の一部改正)

第1条 北九州市副市長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(安全管理担当部長並びに介護サービス担当課長、居場所づくり担当課長及び業務担当課長にあつては別表第2の2の表を除き、市民センター担当課長及びスポーツ施設担当課長にあつては別表第2の1の表及び別表第2の2の表を除く。)」及び「並びに幼稚園の園長」を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、担当理事は別表第3に掲げる局長が専決する事項のうちその担任する事項を、担当部長は同表に掲げる部長が専決する事項のうちその担任する事項を、担当課長は同表に掲げる課長が専決する事項のうちその担任する事項を専決する。

別表第1の局長の欄中「局長」を「局長
担当理事」に改め、「デジタル政策監
」を削り、同表の部長の欄中「部長」を「部長
担当部長」に、「デジタル市役所
推進室長」を「WomanWill推進室長」に、「安全管理担当部長」を
「DX・AI戦略室長」に改め、「女性の輝く社会推進室長」、「債権管理
室長」、「物流拠点推進室長」及び「エネルギー産業拠点化推進室長」を削
り、「中央図書館副館長」を「中央図書館副館長
選挙管理委員会行政委員会事務局次長
人事委員会行政委員会事務局次長
監査委員行政委員会事務局次長」に改
め、同表の課長の欄中「課長」を「課長
担当課長」に、「女性の輝く社会推進室
次長」を「WomanWill推進室次長」に改め、「市民センター担当課
長」、「DX・AI戦略室次長」
長」、「介護サービス担当課長」、「居場所づくり担当課長」、「物流拠点
推進室次長」、「スポーツ施設担当課長」及び「業務担当課長」を削る。

別表第2の3の表の(41)の項中

「

5,000 ~	2,000 ~	2,000 ~	500 ~	
---------	---------	---------	-------	--

を

」

「

8,000 ~	5,000 ~	5,000 ~	2,000 ~	500 ~
---------	---------	---------	---------	-------

に

」

改め、同表の(42)の項中

「

減免の場合は、副市長専決事項とする。更新の場合は、全額課長専決事項とする。

を

」

「

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 金額は、貸付期間における総額を示す。 2 減免の場合は、副市長専決事項とする。 3 更新及び一時貸付（用途を限定した1年以下の貸付をいう。）
の場合は、全額課長専決事項とする。 |
|--|

に

」

改める。

別表第3の4の表の人事部長の項に次の1号を加える。

(3) 北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年北九州市条例第50号）第3条第2項の規定による認定別表第3の4の表の安全管理担当部長の項を削る。

別表第3の5の表の債権管理室長及び東部料金納付課長及び西部料金納付課長の項を削る。

別表第3の6の表の健康医療部長の項に次の6号を加える。

(19) 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による支給認定の取消し

(20) 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定及び指定の更新

(21) 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の公示

(22) 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による特定医療費の審査及び支払

(23) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の規定による指定医の指定及び指定の更新

(24) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の規定による指定医の公表

別表第3の6の表の介護保険課長の項に次の3号を加える。

(2) 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者（指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者を除く。）の指定の更新

(3) 介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新（公募に係るものを除く。）

(4) 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定の更新

別表第3の6の表の介護サービス担当課長の項を削る。

別表第3の8の表の施設課長の項第5号中「200万円以下の事業用機器材の修繕」を「100万円以下の設備維持管理用の部品、消耗品及び機器の購入、修繕等」に改める。

別表第3の9の表の局長の項に次の3号を加える。

(12) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第30条第1項の規定による3,000平方メートルを超える工事の許可

(13) 宅地造成及び特定盛土等規制法第39条の規定による監督処分

(14) 宅地造成及び特定盛土等規制法第42条の規定による改善命令

別表第3の9の表の農林水産部長の項に次の5号を加える。

(8) 宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項の規定による3,000平方メートル以下の工事の許可

(9) 宅地造成及び特定盛土等規制法第36条第1項の規定による3,000平方メートルを超える工事の完了検査

(10) 宅地造成及び特定盛土等規制法第36条第4項の規定による3,000平方メートルを超える工事の確認

(11) 宅地造成及び特定盛土等規制法第37条第1項の規定による3,000平方メートルを超える工事の中間検査

(12) 宅地造成及び特定盛土等規制法第41条第2項の規定による勧告
別表第3の9の表の農林課長の項に次の3号を加える。

(4) 宅地造成及び特定盛土等規制法第36条第1項の規定による3,000平方メートル以下の工事の完了検査

(5) 宅地造成及び特定盛土等規制法第36条第4項の規定による3,000平方メートル以下の工事の確認

(6) 宅地造成及び特定盛土等規制法第37条第1項の規定による3,000平方メートル以下の工事の中間検査

別表第3の10の表の局長の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、同項第8号中「(」の次に「折尾土地区画整理事業及び」を加え、同号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「旦過地区土地区画整理事業」を「北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業(以下「折尾土地区画整理事業」という。))及び北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業(以下「旦過地区土地区画整理事業」という。))」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「宅地造成等規制法第16条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第23条」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第13条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第20条」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定による3,000平方メートルを超える工事の許可

別表第3の10の表の計画部長の項第7号中「宅地造成等規制法第8条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項」に改め、「よる」の次に「3,000平方メートル以下の工事の」を加え、同項第8号中「宅地造成等規制法第13条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第17条第1項」に改め、「よる」の次に「3,000平方メートルを超える」を加え、同項中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、同項第9号中「宅地造成等規制法第16条第2項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第22条第2項」に改め、同号を同項第11号とし、同項第8号の次に次の2号を加える。

(9) 宅地造成及び特定盛土等規制法第17条第4項の規定による3,000平方メートルを超える工事の確認

(10) 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定による3,000平方メートルを超える工事の中間検査

別表第3の10の表の都市再生推進部長の項第1号中「土地区画整理法」の次に「(昭和29年法律第119号)」を加え、「北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業(以下「旦過地区土地区画整理事業」という。))」を「折尾土地区画整理事業及び旦過地区土地区画整理事業」に改め、

同項第3号中「(」の次に「折尾土地区画整理事業及び」を加え、同表の開発指導課長の項中第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 宅地造成及び特定盛土等規制法第17条第1項の規定による3,000平方メートル以下の工事の完了検査

(6) 宅地造成及び特定盛土等規制法第17条第4項の規定による3,000平方メートル以下の工事の確認

(7) 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定による3,000平方メートル以下の工事の中間検査

別表第3の10の表の事業推進課長の項第1号中「重要なもの」の次に「並びに折尾土地区画整理事業」を加える。

別表第3の11の表の局長の項第7号中「北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理審議会委員」を「北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理審議会委員及び北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理審議会委員」に改め、同項第9号中「旦過地区土地区画整理事業」を「折尾土地区画整理事業及び旦過地区土地区画整理事業」に改め、同表の河川公園部長の項第2号中「(昭和29年法律第119号)」を削る。

別表第3の12の表の港営課長及び業務担当課長の項中「及び業務担当課長」を削る。

別表第3の14の表の学事課長の項第1号中「幼稚園、」を削り、同表の小学校、中学校及び特別支援学校の校長並びに幼稚園の園長の項中「並びに幼稚園の園長」を削り、同項第3号及び第4号中「20万円」を「30万円」に改め、同項第7号中「30万円」を「50万円」に改め、同項第8号から第10号までの規定中「20万円」を「30万円」に改める。

(北九州市区長以下専決規程の一部改正)

第2条 北九州市区長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「及び保健福祉担当部長」を「、保健福祉担当部長及び担当部長」に改め、同条第5号中「(保健福祉・相談担当課長及び保健福祉・相談担当主幹を含む。)」を「、担当課長」に改める。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、担当部長は別表第2に掲げる区次長又は保健福祉担当部長が専決する事項のうちその担任する事項を、担当課長は同表に掲げる課長が専決する事項のうちその担任する事項を専決する。

別表第2の保健福祉課長の項に次の15号を加える。

(9) 介護保険の被保険者の資格の得喪の決定

- (10) 介護保険の保険給付の決定
 - (11) 介護保険の保険給付に係る負担金の執行
 - (12) 高額介護サービス費等貸付資金の貸付決定、交付及び精算
 - (13) 重度障害者医療費の受給資格の審査及び受給資格者名等の登録
 - (14) 重度障害者医療費受給資格者への支払並びに返還命令及び返還金の収入（不当利得の返還を除く。）
 - (15) 療育手帳の交付
 - (16) 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付
 - (17) 身体障害者福祉法の規定による措置費の徴収
 - (18) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による扶助費の支出（補装具費の支出及び日常生活上の便宜を図るための用具の給付等に係る支出に限る。）
 - (19) 知的障害者福祉法の規定による措置費の徴収
 - (20) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第13条に規定する事務
 - (21) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当の支出、戻入、返還、徴収等（不正利得の徴収及び支給の制限を除く。）
 - (22) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条の規定による福祉手当の支出、戻入、返還、徴収等
 - (23) 老人福祉法の規定による措置費の徴収
- 別表第2の保健福祉・相談担当課長及び保健福祉・相談担当主幹の項を削る。

（北九州市事業所長等専決規程の一部改正）

第3条 北九州市事業所長等専決規程（昭和43年北九州市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「の長」の次に「並びに担当部長」を加え、同条第6号中「（税込強化担当課長を含む。）」を「及び担当課長並びに」に改める。

第3条中「（税込強化担当課長にあつては、別表第1の2の表を除く。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、担当部長及び担当課長は、別表第2に掲げる専決事項のうちその担任する事項を専決する。

別表第2の3の表の所長の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 1件100万円を超える市税等並びに国民健康保険料、後期高齢者

医療保険料、介護保険料及び保育料並びにこれらに付随する延滞金等（以下「国民健康保険料等」という。）の徴収に係る財産の差押え及び交付要求並びにこれらの解除

別表第2の3の表の所長の項第4号中「差押財産」を「1件100万円を超える市税等及び国民健康保険料等の徴収に係る差押財産」に改め、同項第5号中「等」の次に「及び国民健康保険料等」を加え、同項第6号中「滞納処分」を「1件100万円を超える市税等及び国民健康保険料等の滞納処分」に改め、同表の納税課長及び税込強化担当課長の項中「及び税込強化担当課長」を削り、同項第1号中「1件2万円以下の」を削り、同項第3号中「市税」を「市税等」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 1件100万円以下の市税等の徴収に係る財産の差押え及び交付要求並びにこれらの解除

別表第2の3の表の納税課長及び税込強化担当課長の項に次の2号を加える。

(5) 1件100万円以下の市税等の徴収に係る差押財産の処分（見積価格の決定を含む。）

(6) 1件100万円以下の市税等の滞納処分の停止

別表第2の3の表に次のように加える。

料金納付課長	<p>(1) 国民健康保険料等に係る延滞金の減免</p> <p>(2) 国民健康保険料等の繰上げ徴収、徴収の嘱託及び徴収の受託</p> <p>(3) 1件100万円以下の国民健康保険料等の徴収に係る財産の差押え及び交付要求並びにこれらの解除</p> <p>(4) 1件100万円以下の国民健康保険料等の徴収猶予及び換価猶予</p> <p>(5) 1件100万円以下の国民健康保険料等の徴収に係る差押財産の処分（見積価格の決定を含む。）</p> <p>(6) 1件100万円以下の国民健康保険料等の滞納処分の停止</p>
--------	---

別表第2の8の表の所長の項中第47号から第52号までを削る。

別表第2の10の表を削り、別表第2の11の表を別表第2の10の表とし、別表第2の12の表を別表第2の11の表とし、別表第2の13の表を別表第2の12の表とし、別表第2の14の表の工場長の項に次の1号を加える。

(3) 1件100万円以下の設備維持管理用の部品、消耗品及び機器の購入、修繕等の契約及び検収

別表第2の14の表を別表第2の13の表とし、別表第2の15の表から別表第2の21の表までを1表ずつ繰り上げる。

別表第2の22の表の所長の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「(昭和29年法律第119号)」を削り、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業(以下「折尾土地区画整理事業」という。)に係る土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく清算金の分割納付の承認及び分割交付の決定

別表第2の22の表の整備課長の項第1号中「土地区画整理事業区域内の建築物等の」を「折尾土地区画整理事業に係る土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等の制限に対する」に改め、同表を別表第2の21の表とし、別表第2の23の表を別表第2の22の表とする。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市訓令第6号

庁中一般

北九州市職員出勤簿処理規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

北九州市長 武内和久

北九州市職員出勤簿処理規程等の一部を改正する訓令

(北九州市職員出勤簿処理規程の一部改正)

第1条 北九州市職員出勤簿処理規程(昭和38年北九州市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第28号を第29号とし、第19号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、同項第18号中「第12号まで及び第23号から第28号」を「第13号まで及び第24号から第29号」に改め、同号を同項第19号とし、同項中第17号を第18号とし、第10号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 子育て部分休暇を与えられた場合

子部時

(~)

第5条第3項中「第10号ウ、第11号、第12号ウ、第18号、第23号、第24号イ若しくはウ又は第28号」を「第10号、第11号ウ、第12号、第13号ウ、第19号、第24号、第25号イ若しくはウ又は第29号」に、「第10号又は第12号」を「第11号又は第13号」に改める。

第7条中「第5条第1項第13号イからエまで、第16号若しくは第17号」を「第5条第1項第14号イからエまで、第17号若しくは第18号」に、「同項第15号」を「同項第16号」に改める。

第8条第1項中「第5条第1項第3号から第12号まで及び第23号から第28号」を「第5条第1項第3号から第13号まで及び第24号から第29号」に改める。

第9条第2項中第11号を第12号とし、同項第10号中「第5条第1項第3号から第12号まで及び第23号から第28号」を「第5条第1項第3号から第13号まで及び第24号から第29号」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 子育て部分休暇の付与の申請

第2号様式を次のように改める。



所 属	年 次 休 假		
	当年及繰越日数	日	時間
職名番号・氏名	本年及繰越日数	日	時間
	合計	日	時間

4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
8	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

備 考

記 事

【会社任意任用職員・臨時労働者雇用月】

山 形 県	年 次			年次内曜	年 底
	基 礎	特 殊	休 假		

1) 特任 役員 公 司	承 継	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	E E E	時 時 時	立 立 立	介 包
	不 介 任	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	E E E	時 時 時	立 立 立	
2) 特任 役員 公 司	承 継	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	介 包
	不 介 任	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	
3) 特任 役員 公 司	承 継	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	介 包
	不 介 任	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	
4) 特任 役員 公 司	承 継	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	介 包
	不 介 任	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	
5) 特任 役員 公 司	承 継	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	介 包
	不 介 任	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	
6) 特任 役員 公 司	承 継	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	介 包
	不 介 任	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	
7) 特任 役員 公 司	承 継	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	介 包
	不 介 任	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	
8) 特任 役員 公 司	承 継	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	介 包
	不 介 任	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	
9) 特任 役員 公 司	承 継	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	介 包
	不 介 任	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	
10) 特任 役員 公 司	承 継	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	介 包
	不 介 任	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	
11) 特任 役員 公 司	承 継	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	介 包
	不 介 任	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	
12) 特任 役員 公 司	承 継	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	介 包
	不 介 任	特 殊	休 假	就業 累計 残 業 日数	F F F	時 時 時	立 立 立	

備 考

(日本新卒採用5%)

第3号様式中「病気休暇」の次に「・子育て部分休暇」を加える。

(北九州市副市長以下専決規程の一部改正)

第2条 北九州市副市長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表の(9)の項中「介護休暇」を「子育て部分休暇、介護休暇」に改める。

(北九州市区長以下専決規程の一部改正)

第3条 北九州市区長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表の(9)の項中「介護休暇」を「子育て部分休暇、介護休暇」に改める。

(北九州市事業所長等専決規程の一部改正)

第4条 北九州市事業所長等専決規程(昭和43年北九州市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表の(7)の項中「介護休暇」を「子育て部分休暇、介護休暇」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の北九州市職員出勤簿処理規程第2号様式及び第3号様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

北九州市上下水道局管理規程第 8 号

北九州市水道法施行条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

北九州市水道法施行条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

北九州市水道法施行条例の施行に関する規程（平成 2 4 年北九州市上下水道局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「第 3 条第 6 号」を「第 3 条第 8 号」に、「第 5 号」を「第 7 号」に改め、同条第 1 号中「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「1 年以上水道」を「2 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に、「有する者」を「有するもの（1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第 2 号中「土木工学科又はこれ」を「機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「2 年以上水道」を「3 年以上水道等」に、「有する者」を「有するもの（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第 3 号中「衛生工学又は水道工学に関する学科目に相当する学科目」を「土木工学科又はこれに相当する課程」に改め、「の土木工学科又はこれに相当する課程」を削り、「2 年以上水道」を「3 年以上水道等」に改め、「者」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 4 号中「衛生工学及び水道工学に関する学科目に相当する学科目以外の学科目」を「機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に改め、「の土木工学科又はこれに相当する課程」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 5 号中「土木科」の次に「又はこれ」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 7 号中「水道に」を「水道等に」に、「有する者」を「有するもの（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条に次の 1 号を加える。

(10) 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）第 3 7 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者で

あって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第2条第6号中「土木科」の次に「又はこれ」を加え、「第3条第4号」を「第3条第5号」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

（8） 外国の学校において、機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を条例第3条第5号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第2条第5号の次に次の1号を加える。

（6） 外国の学校において、機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を条例第3条第3号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条各号列記以外の部分中「同条第2号及び第3号」を「同条第1号から第3号まで」に改め、同条第1号中「又は第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第2号及び第3号中「学科目」を「課程」に、「又は第4号」を「又は第5号」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条に次の2号を加える。

（5） 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（6） 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第 9 号

北九州市馬島水道施設条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

北九州市馬島水道施設条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市馬島水道施設条例施行規程（平成 1 5 年北九州市水道局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の見出し中「徴収」を「算出」に改め、同条中「第 3 2 条」を「第 2 8 条」に、「特別な場合における料金の徴収」を「料金の算出」に改め、「第 1 8 条第 1 項」の次に「から第 3 項まで」を加える。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第4号

北九州市公営競技局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

北九州市公営競技局長 春日 伸一

北九州市公営競技局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程

北九州市公営競技局の組織及び事務分掌規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

「企画係」「開催運営係」
第1条ボートレース事業課の項中 業務係 を 発売戦略係 に改める。
施設係」 施設整備係」

第2条ボートレース事業課企画係の項、業務係の項及び施設係の項を次のように改める。

開催運営係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) モーターボート競走の実施に係る競走場運営に関すること。
- (3) モーターボート競走事業従事員の配置に関すること。
- (4) 施設の維持管理に関すること。

発売戦略係

- (1) モーターボート競走の開催計画及び進行に関すること。
- (2) モーターボート競走の広報宣伝計画に関すること。
- (3) 勝舟投票券に係る売上分析及び発売促進に関すること。

施設整備係

- (1) 施設改善計画及び施設の維持管理（他係の所管に属するものを除く。）に関すること。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第5号

北九州市公営競技局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。
。

令和7年3月31日

北九州市公営競技局長 春日 伸 一

北九州市公営競技局事務専決規程の一部を改正する規程

北九州市公営競技局事務専決規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1の「休暇の付与」の項中「介護休暇」を「子育て部分休暇、介護休暇」に改める。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市教育委員会
教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 1 号

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和 4 3 年北九州市教育委員会規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 学校教育部学校教育課の項の次に次のように加える。

次世代教育推進課

次世代教育推進係

教育情報化推進課

教育情報化推進係

システム運用係

第 1 条 次世代教育推進部の項を削る。

第 2 条 学校教育部指導企画課企画調整係の項第 1 号中「部内他課」を「学校教育課、生徒指導課及び特別支援教育課」に改め、同条学校教育部学校教育課の項の次に次のように加える。

次世代教育推進課

次世代教育推進係

（1） 課の庶務に関すること。

（2） 次世代の教育の推進に関する施策の企画及び調整に関すること。

教育情報化推進課

教育情報化推進係

（1） 課の庶務に関すること。

（2） 教育の情報化の推進に関すること。

システム運用係

（1） 校務支援システム及び学校で使用する情報機器の管理及び運用に関すること。

第 2 条 次世代教育推進部の項を削る。

第 5 条 第 1 項 第 5 号を削る。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市立城南中学校寄宿舎管理規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 2 号

北九州市立城南中学校寄宿舎管理規則を廃止する規則

北九州市立城南中学校寄宿舎管理規則（昭和 4 3 年北九州市教育委員会規則第 1 7 号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 3 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第 1 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 2 9 年北九州市教育委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 2 項第 5 号中「平成 2 9 年北九州市教育委員会規則第 1 4 号」の次に「第 1 6 条の 2 第 2 項に規定する子育て部分休暇（第 9 号において「子育て部分休暇」という。）、同規則」を加え、「又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇」を削り、同項中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 9 号を第 1 0 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が 3 0 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第 2 0 条第 3 項第 4 号中「第 1 4 条第 5 項」を「第 1 4 条第 6 項」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 2 9 年北九州市教育委員会規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

条例第 6 条第 1 項の人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である教職員（児童の親その他の同法第 2 7 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない教職員に限る。）に同法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

第9条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同条第4項中「第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とする。

第16条の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第16条の2 条例第14条第4項の人事委員会規則で定める子は、次に掲げる子とする。

(1) 満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児である子で、満12歳に達する日後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

2 子育て部分休暇(条例第14条第4項に規定する無給休暇をいう。以下同じ。)は、教職員が前項各号に掲げる子の養育をする必要がある場合であって、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるときに受けることができる。

3 子育て部分休暇の期間は、第1項各号に掲げる子の養育をするために必要と認められる期間とする。

4 子育て部分休暇は、30分単位とし、1日を通じ2時間を超えない範囲内の時間とする。

第17条第1項中「第14条第4項」を「第14条第5項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第9条第3項各号」を「第9条第2項各号」に、「第14条第4項」を「第14条第5項」に改める。

第18条第1項中「第14条第4項」を「第14条第5項」に改める。

第19条第1項中「第14条第5項」を「第14条第6項」に改める。

第21条第1項中「有給休暇」の次に「、子育て部分休暇」を加え、同条中第6項を第9項とし、同条第5項中「以下」を「次項において」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項の次に次の3項を加える。

5 第1項の規定により子育て部分休暇の承認を受けようとする教職員は、あらかじめ子育て部分休暇を受けようとする期間(次項において「部分休暇付与期間」という。)について、教育委員会の承認を受けなければならない。

6 教職員が前項の規定により第16条の2第1項第2号に掲げる子に係る部分休暇付与期間の承認を受けようとするときは、障害者手帳の写しその他の証明書類(以下この項において「障害者手帳の写し等」という。)を提出しなければならない。ただし、部分休暇付与期間の承認を受けた教職

員が当該部分休暇付与期間に引き続く部分休暇付与期間の承認を受けようとする場合において、当初の部分休暇付与期間の承認を受けた際に提出した障害者手帳の写し等の内容に変更がないと教育委員会が認めたときは、この限りでない。

7 育児休業法第5条及び第16条並びに北九州市職員の育児休業等に関する条例（平成4年北九州市条例第3号）第14条の規定は、子育て部分休暇について準用する。

別表第4の10の項中「第10条第1項」を「第6条第1項」に改める。
（北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正）

第3条 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項本文中「子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員等が当該会計年度任用職員等との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該会計年度任用職員等が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員等に委託されている児童及び同条第1号に規定する養育里親である会計年度任用職員等（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない会計年度任用職員等に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。第12条第1項、第13条第1項及び第19条の2において同じ。）」を加える。

第12条第1項中「3歳に満たない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員等が当該会計年度任用職員等との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該会計年度任用職員等が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員等に委託されている児童及び同条第1号に規定する養育里親である会計年度任用職員等（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、

同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない会計年度任用職員等に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下この項及び次条第1項において同じ。)を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第16条第2項中「及び」を「、」に、「無休」を「無給」に改め、「)」の次に「及び病気休暇」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 無給休暇は、次の各号に掲げる会計年度任用職員等の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 会計年度任用職員 特別休暇(別表第3の有給又は無給の別の欄中無給とされているものに限る。)、介護休暇及び介護時間

(2) 臨時的任用職員 特別休暇(別表第3の有給又は無給の別の欄中無給とされているものに限る。)、子育て部分休暇、介護休暇及び介護時間

第19条の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第19条の2 子育て部分休暇は、臨時的任用職員(教育委員会が別に定める者に限る。第23条第1項及び第6項から第8項までにおいて同じ。)が次に掲げる子の養育をする必要がある場合であって、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるときに受けることができる。

(1) 満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児である子で、満12歳に達する日後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

2 子育て部分休暇の期間は、第1項各号に掲げる子の養育をするために必要と認められる期間とする。

3 子育て部分休暇は、30分単位とし、1日を通じ2時間を超えない範囲内の時間とする。

第23条第1項中「等」の次に「並びに子育て部分休暇を受けようとする臨時的任用職員」を加え、同条に次の3項を加える。

6 第1項の規定により子育て部分休暇の承認を受けようとする臨時的任用職員は、あらかじめ子育て部分休暇を受けようとする期間(次項において「部分休暇付与期間」という。)について、教育委員会の承認を受けなけ

ればならない。

7 臨時的任用職員が前項の規定により第19条の2第1項第2号に掲げる子に係る部分休暇付与期間の承認を受けようとするときは、障害者手帳の写しその他の証明書類（以下この項において「障害者手帳の写し等」という。）を提出しなければならない。ただし、部分休暇付与期間の承認を受けた臨時的任用職員が当該部分休暇付与期間に引き続く部分休暇付与期間の承認を受けようとする場合において、当初の部分休暇付与期間の承認を受けた際に提出した障害者手帳の写し等の内容に変更がないと教育委員会が認めたときは、この限りでない。

8 前2項に定めるものを除くほか、臨時的任用職員の子育て部分休暇については、地方公務員の育児休業等に関する法律第5条及び第16条並びに北九州市職員の育児休業等に関する条例（平成4年北九州市条例第3号）第14条の規定の適用を受ける職員の例による。

別表第3の9の項中「第12条第1項」を「第7条第1項」に改める。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正）

第4条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項本文中「子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び同条第1号に規定する養育里親である会計年度任用職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない会計年度任用職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。第11条第1項及び第12条第1項において同じ。）」を加える。

第11条第1項中「3歳に満たない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に

請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び同条第1号に規定する養育里親である会計年度任用職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない会計年度任用職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下この項及び次条第1項において同じ。）を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第15条第2項中「及び」を「、」に改め、「）」の次に「及び病気休暇」を加え、同条第3項中「、病気休暇」を削る。

別表第3の9の項中「第11条第1項」を「第7条第1項」に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市立幼稚園規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 4 号

北九州市立幼稚園規則を廃止する規則

北九州市立幼稚園規則（昭和 3 9 年北九州市教育委員会規則第 6 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正）
- 2 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和 4 3 年北九州市教育委員会規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条総務部総務課庶務係の項第 4 号中「幼稚園、」を削る。
（北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正）
- 3 北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和 4 9 年北九州市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。
第 1 条前段中「幼稚園、」を削る。
（北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正）
- 4 北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則（昭和 5 3 年北九州市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。
別表の学校（幼稚園を除く。）の項中「（幼稚園を除く。）」を削り、同表の幼稚園の項を削る。
（勤務時間等の特例に関する規則の一部改正）
- 5 勤務時間等の特例に関する規則（平成 3 年北九州市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。
別表の^{幼稚園}の項中「幼稚園」及び「園長」を削る。
_{高等学校}
（北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則の一部改正）
- 6 北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則（平成 1 6 年北九州市教育委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する

。

第2条第1項第2号中「幼児、」を削り、「幼児等」を「児童等」に改め、同項第3号並びに同条第3項第2号及び第3号中「幼児等」を「児童等」に改める。

(教育公務員特例法に規定する指導が不適切である教諭等の認定の手続に関する規則の一部改正)

- 7 教育公務員特例法に規定する指導が不適切である教諭等の認定の手続に関する規則(平成20年北九州市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、生徒及び幼児」を「及び生徒」に改める。

第2条第1項中「(園長を含む。以下同じ。)」を削る。

(北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

- 8 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第25条中「及び教育職給料表(2)」を削る。

(北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則の一部改正)

- 9 北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第5号」を「第4号」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第4項中第3号及び第4号を削り、同条第5項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第3条第2項第2号及び第4号中「又は教育職(2)相当職」を削る。

別表第1の教育職(2)相当職の項を削る。

(北九州市立学校学校運営協議会規則の一部改正)

- 10 北九州市立学校学校運営協議会規則(令和3年北九州市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項本文中「幼稚園、」を削り、同条第2項中「(園長を含む。以下同じ。)」を削る。

第3条第2項第2号及び第9条中「幼児、」を削る。

北九州市立視聴覚センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 5 号

北九州市立視聴覚センター管理規則の一部を改正する規則

北九州市立視聴覚センター管理規則（昭和 5 0 年北九州市教育委員会規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「日曜日」の次に「、月曜日」を加える。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市教育委員会訓令第1号

庁中一般

北九州市教育委員会職員人事評価規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

北九州市教育委員会
教育長 田島裕美

北九州市教育委員会職員人事評価規程等の一部を改正する訓令
(北九州市教育委員会職員人事評価規程の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会職員人事評価規程(昭和43年北九州市教育委員会訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「、園長」を削る。

(北九州市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会事務専決規程(昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、課長」を「及び課長」に改め、「及び幼稚園長」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条各号列記以外の部分中「、課長及び幼稚園長」を「及び課長」に改め、同条第6号を削り、同条を第5条とする。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

別表のサービスの項中

〔教職員課長〕 幼稚園の教員	を
〔教職員課長〕 幼稚園長の3日以上にわたるもの 〔小、中学校長等〕 小、中学校長等の2日以内のもの	
〔教職員課長〕 幼稚園長	

	に
〔小、中学校長等〕	

小、中学校長等の2日以内のもの

改め、「承認並びに」の次に「子育て部分休暇、」を加え、

〔教職員課長〕 小、中学校長等、幼稚園長	を
〔教職員課長〕 幼稚園長	
〔教職員課長〕 幼稚園長	

〔教職員課長〕 小、中学校長等	に

改め、同表の注書第1項第5号中「、幼稚園長」を削り、同項第6号中「幼稚園、」を削る。

（北九州市教育委員会文書規程の一部改正）

第3条 北九州市教育委員会文書規程（昭和47年北九州市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「（幼稚園を除く。）」を削り、同項第2号を削り、同項中第3号を第2号とする。

第6条第1項中「幼稚園、」を削り、「幼稚園等」を「小学校等」に改める。

第8条第1項第1号及び第10条第2号中「幼稚園等」を「小学校等」に改める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程（平成10年北九州市教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第28号を第29号とし、第18号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、同項第17号中「第12号」を「第13号」に、「第22号から第28号」を「第23号から第29号」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第16号を第17号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 子育て部分休暇を与えられた場合

子部時
〔 ~ 〕

第4条第3項中「第10号ウ、第11号、第12号ウ、第17号、第22号、第23号イ若しくはウ又は第27号」を「第10号、第11号ウ、第12号、第13号ウ、第18号、第23号、第24号イ若しくはウ又は第28号」に、「第10号又は第12号」を「第11号又は第13号」に改める。

第6条中「第4条第1項第13号イ」を「第4条第1項第14号イ」に、「第16号」を「第17号」に、「同項第15号」を「同項第16号」に改める。

第7条第1項中「第12号」を「第13号」に、「第22号から第28号」を「第23号から第29号」に改める。

第8条第2項中第11号を第12号とし、同項第10号中「第12号」を「第13号」に、「第22号から第28号」を「第23号から第29号」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 子育て部分休暇の付与の申請

第 3 号様式中

種別	(該当を○で囲む)
年次休暇・職免・特別休暇()・病気休暇・介護休暇・ 介護時間・組合休暇・育児時間・出張・研修・欠勤	

を

種別	(該当を○で囲む)
年次休暇・職免・特別休暇()・病気休暇・ 子育て部分休暇・介護休暇・介護時間・組合休暇・育児時間・出張・ 研修・欠勤	

に

改める。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

北九州市教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

北九州市教育委員会
教育長 田島裕美

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程等の一部を
改正する訓令

(北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程(昭和44年北九州市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、課長」を「及び課長」に改め、「及び幼稚園長」を削る。

第4条各号列記以外の部分中「(幼稚園長の専決事項に係るものを除く。)
)」を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条各号列記以外の部分中「、課長及び幼稚園長」を「及び課長」に改め、同条第5号を削り、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。
。

(防火管理者等の設置に関する規程の一部改正)

第2条 防火管理者等の設置に関する規程(昭和47年北九州市教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「幼稚園、」を削る。

(北九州市立小学校、中学校等の教育職員等の採用及び昇任のための選考に関する規程の一部改正)

第3条 北九州市立小学校、中学校等の教育職員等の採用及び昇任のための選考に関する規程(昭和51年北九州市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「幼稚園、」を削る。

第2条第1号中「並びに幼稚園の園長」を削り、同条第6号及び第7号中「幼稚園、」を削る。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北九州市人事委員会委員長 高橋直人

北九州市人事委員会規則第7号

北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北九州市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表の個別の市長部局の本庁の項中

〔市長公室秘書課〕庶務係長 秘書係長 担当係長 〔総務市民局〕管理第一係長 管理第二係長 法規係長 訟務係長 人事係長 制度係長 組織管理係長 人材開発係長 労務・安全衛生係長 給与第一係長 給与第二係長 人事及びサービスを担当する担当係長 職員団体を担当する係員 〔財政・変革局〕予算係長 〔環境局〕職員係長	を
--	---

〔市長公室秘書課〕庶務係長 秘書係長 担当係長 〔総務市民局〕管理係長 法規係長 訟務係長 人事係長 制度係長 組織管理係長 人財戦略係長 労務・安全衛生係長 給与第一係長 給与第二係長 人事及びサービスを担当する担当係長 職員団体を担当する係員 〔財政・変革局〕予算係長 〔環境局〕職員係長	に
---	---

改め、同表の個別の市長部局の項中

計量検査所	所長	を
斎場	場長	

計量検査所	所長	に
-------	----	---

改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

任命権者が組合休暇を与えることができる登録職員団体の機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

北九州市人事委員会委員長 高 橋 直 人

北九州市人事委員会規則第 8 号

任命権者が組合休暇を与えることができる登録職員団体の機関に関する規則の一部を改正する規則

任命権者が組合休暇を与えることができる登録職員団体の機関に関する規則（昭和 4 4 年北九州市人事委員会規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する

。

本則各号列記以外の部分中「第 1 0 条第 5 項」を「第 1 0 条第 6 項」に、「第 1 4 条第 5 項」を「第 1 4 条第 6 項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。